

令和3年11月16日

総合計画に関する
調査研究特別委員各位

総合計画に関する調査研究特別委員長 松 寄 裕 次
副委員長 鈴 木 和 美
理事 齊 藤 和 夫
岩 井 友 子
池 沢 みちよ
小 平 奈 緒
長 野 春 信

総合計画に関する調査研究特別委員会理事会の決定事項について

令和3年11月16日の総合計画に関する調査研究特別委員会理事会において、総合計画に関する調査研究特別委員会のことに関し下記事項を決定しましたので、通知いたします。

記

1. 基本計画（素案）に対する意見の取り扱いについて

(1) 基本計画（素案）に対する意見の取りまとめについて

- ・各分科会における意見の取りまとめは、11月16日（火）理事会における各分科会長からの報告をもって締め切る。

(2) 全体会における分科会長からの報告について

- ・報告を行う場は、演壇とする。
- ・報告を行う順序は、分科会運営要綱第4条に定められている分科会の順（総務、健康福祉、市民環境経済、建設、文教）のとおりとする。
- ・質疑の通告方法は、その場で挙手して発言を求める。
- ・質疑を行う場所は演壇とする。

(3) 全体会における討論及び合意の確認方法について

- ・討論及び合意の確認は、市民環境経済分科会で合意に至った意見に対し、市民環境経済分科会長の報告及び質疑の後に行う。
- ・討論の方法は、その場で挙手して発言を求め、反対、賛成の順に行う。
- ・討論を行う場は、演壇とする。
- ・全会一致で合意が得られた意見を、提言として市長へ提出する。

- ・合意の確認は、挙手により行う。

(4) 提言書の提出方法等について

- ・提言書の構成については、別紙（提言書（案））のとおりとする。なお、全体会で合意した意見を提言として記載する。
- ・提言に添付する参考事項の構成については、別紙（参考事項（案））のとおりとする。
- ・市長へ提言書を提出することについては、議長へ申し入れ、議会を代表する議長から市長へ提出する。なお、提出の前に、12月2日（木）の全体会散会後に理事会を開会し、提言書を確認する。
- ・提言書を市議会ウェブサイトに掲載することについて、広報委員長へ申し入れる。

なお、基本計画（素案）に対する意見の取り扱いについては、12月2日（木）の全体会で議題とし、簡易により採決する。

2. 12月の全体会について

- ・12月2日（木）本会議散会后

(1) 開催場所は議場とする。

(2) 議題

- ・基本計画（素案）に対する意見の取り扱いについて

(3) 理事者の出席は求めない。

※ 決定事項については、議会会議システムに配架しています。

「船橋市議会→総合計画に関する調査研究特別委員会→理事会決定事項→令和3年11月16日」